

各位.

会 社 名 コード番号 代表者名 問合せ先 電 話 U R L

太陽誘電株式会社 6 9 7 6 東 証 プライム 代表取締役社長執行役員 佐瀬 克也 取締役常務執行役員 福田 智光 (03)6757-8310(代) http://www.ty-top.com/

定款一部変更及び役員人事の内定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年6月下旬開催予定の当社第 83 期定時株主総会 で定款一部変更の件を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。 また、本株主総会で定款の一部変更が承認されることを条件として、監査等委員会設置会社に移 行後の役員人事について、下記のとおり内定いたしましたので、お知らせいたします。本内定につ きましては、本株主総会にて正式決定される予定です。

記

1. 定款一部変更について

(1)変更の理由

①監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員である取締役 に関する規定の新設、監査役会及び監査役に関する規定の削除、並びに監査役の責任免 除の規定の削除に伴う経過措置として附則の新設を行うものです。

②単元未満株式を所有する株主の皆様への利便性を考慮し、会社法第 194 条に規定す る単元未満株式の買増制度を導入し、併せて単元未満株式について行使できる権利を明 確にするため、第 9 条(単元未満株式についての権利)及び第 10 条(単元未満株式の買 増し)を新設するものです。

③その他、旧商法に基づく条文の削除、条数の変更、条文の加除、文言の整理、字句の修 正等、所要の変更を行うものです。

(2)変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

(3)日程

定款一部変更のための株主総会開催日 2024年6月27日(予定) 定款一部変更の効力発生日

2024年6月27日(予定)

2. 監査等委員会設置会社移行後の役員人事

(1)取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者

(本年6月下旬開催予定の第83期定時株主総会及び同株主総会後の取締役会に付議予定)

氏名	新任·再任	現役職
佐瀬 克也	再任	代表取締役社長執行役員
登坂 正一	再任	取締役会長
福田 智光	再任	取締役常務執行役員
渡邊 敏幸	新任	上席執行役員
平岩 正史	再任	社外取締役
小池 精一	再任	社外取締役
浜田 恵美子	再任	社外取締役

(2)監査等委員である取締役候補者

(本年6月下旬開催予定の第83期定時株主総会及び同株主総会後の監査等委員会に付議 予定)

氏名	新役職名	現役職名
本多 敏光	取締役 常勤監査等委員	常勤監査役
藤田 知美	社外取締役 監査等委員	社外監査役
角田 朋子	社外取締役 監査等委員	(新任)

(3)補欠の監査等委員である取締役候補者

(本年6月下旬開催予定の第83期定時株主総会及び同株主総会後の監査等委員会に付議 予定)

氏名	新役職名	現役職名
新井 博	補欠社外取締役 監査等委員	補欠監査役

(4)退任予定取締役

(本年6月下旬開催予定の第83期定時株主総会終結の時をもって退任予定)

氏名	現役職名
増山 津二	取締役副社長執行役員

(5)退任予定監査役

(本年6月下旬開催予定の第83期定時株主総会終結の時をもって退任予定)

氏名	現役職名
大嶋 一幸	常勤監査役
吉武 一	常勤社外監査役

(6)新任候補者略歴

取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者

氏 名 渡邊 敏幸 (わたなべ としゆき)

生年月日 1962年4月25日

年 龄 61歳

所有株式数 6,300 株(2023 年9月末時点)

略 歴 1985年4月 当社入社

2007年4月 TAIYO YUDEN (SINGAPORE) PTE. LTD.出向

President

2007年6月 TAIYO YUDEN (MALAYSIA) SDN. BHD. Director

2011年4月 TAIYO YUDEN TRADING (THAILAND) CO., LTD.

Director

2013年4月 当社複合デバイス事業本部回路商品事業部回路商品事業企

画統括部(兼)複合デバイス事業本部通信デバイス事業部通信

デバイス事業企画統括部 統括部長

赤城電子株式会社(現 太陽誘電テクノソリューションズ株式会

社) 取締役

太陽誘電モバイルテクノロジー株式会社 取締役

太陽誘電(上海)電子貿易有限公司 董事

2016年4月 当社執行役員 民生、通信市場担当

TAIYO YUDEN (SINGAPORE) PTE, LTD. Director

香港太陽誘電有限公司 董事

2019年1月 韓国太陽誘電株式会社 代表理事

2019年6月 当社執行役員 販売推進担当

2021年6月 当社上席執行役員 営業担当 営業本部 本部長(現)

監査等委員である取締役候補者

氏 名 角田 朋子 (つのだ ともこ)

生年月日 1971年4月9日

所有株式数 0株(2023年9月末時点)

略 歴 2001年10月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ)入所

2006年10月 個人会計事務所開所

2007年12月 公認会計士登録

2008年10月 有限責任監査法人トーマツ入所

2014年2月	角田朋子公認会計士事務所開所
	同所代表公認会計士(現)
2018年6月	ハウスコム株式会社 社外取締役(現)
2018年8月	株式会社 Lumiere 代表取締役(現)
2021年6月	株式会社カチタス 社外監査役(現)

以上

TEL / ナナト	(下豚は、友更叩刀を小しより。)
現行定款	変更案
第1章 総則 (商号) 第1条 当会社は太陽誘電株式会社と称し、 英文ではTAIYO YUDEN CO., LTD.と記載する。	第1章 総則 (商号) 第1条 当会社は、太陽誘電株式会社と称し、 英文では、TAIYO YUDEN CO., LTD.と記載する。
(目的) 第2条 当会社は次の事業を営むことを目 的とする。 1.~11.(条文省略)	(目的) 第2条 当会社は <u>、</u> 次の事業を営むことを目 的とする。 1.~11.(現行どおり)
(本店の所在地) 第3条 当会社は本店を東京都中央区に置 く。	(本店の所在地) 第3条 当会社は、本店を東京都中央区に置 く。
(機関) 第4条 当会社は、株主総会および取締役の ほか、次の機関を置く。 (1)取締役会 (2)監査役 (3)監査役会 (4)会計監査人	(機関) 第4条 当会社は、株主総会および取締役の ほか、次の機関を置く。 (1)取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (<u>3</u>)会計監査人
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は3億 株とする。	第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、3億 株とする。
第7条~第8条 (条文省略)	第7条~第8条 (現行どおり)
(新設)	(単元未満株式についての権利) 第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利(2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利(3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利(4)次条に定める請求をする権利
(新設)	(単元未満株式の買増し) 第10条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り

現行定款	変更案
	渡すことを請求することができる。
第 <u>9</u> 条~第 <u>11</u> 条 (条文省略)	第 <u>11</u> 条~第 <u>13</u> 条 (現行どおり)
第3章 株主総会 (招集) 第 <u>12</u> 条 当会社の定時株主総会は毎事業年 度の末日後3ヶ月以内に招集する。 2 (条文省略)	第3章 株主総会 (招集) 第 <u>14</u> 条 当会社の定時株主総会は <u>、</u> 毎事業年 度の末日後3ヶ月以内に招集する。 2 (現行どおり)
第 <u>13</u> 条~第 <u>16</u> 条 (条文省略)	 第 <u>15</u> 条〜第 <u>18</u> 条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会 (員数) 第 <u>17</u> 条 当会社の取締役は10名以内とす る。 (新設)	第4章 取締役および取締役会 (員数) 第19条 当会社の取締役(監査等委員である ものを除く。)は、10名以内とする。 2 当会社の監査等委員である取締役は、5名 以内とする。
(選任方法) 第 <u>18</u> 条 取締役は株主総会において選任する。	(選任方法) 第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
2 (条文省略) 3 (条文省略) (新設)	2 (現行どおり) 3 (現行どおり) 4 当会社は、会社法第329条第3項の規定に 基づき、法令に定める監査等委員である取締 役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主 総会において補欠の監査等委員である取締役
(新設)	を選任することができる。
(任期) 第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に 終了する事業年度のうち最終のものに関する 定時株主総会の終結の時までとする。	(任期) 第 <u>21</u> 条 取締役(監査等委員であるものを除 <u>く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業 年度のうち最終のものに関する定時株主総会 の終結の時までとする。
(新設)	2 監査等委員である取締役の任期は、選任 後2年以内に終了する事業年度のうち最終の ものに関する定時株主総会の終結の時までと
(新設)	する。 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

現行定款 変更案

(代表取締役)

第<u>20</u>条 当会社は取締役会の決議により代表取締役を選定する。

(取締役会の招集権者および議長) 第<u>21</u>条 (条文省略)

(新設)

(取締役会の招集通知)

第<u>22</u>条 取締役会の招集通知は、会日の3 日前までに各取締役<u>および各監査役</u>に対して 発する。ただし、緊急の必要があるときは、こ の期間を短縮することができる。

2 取締役<u>および監査役の</u>全員の同意がある ときは、招集の手続きを経ないで取締役会を 開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第23条 当会社は、取締役の全員が<u>取締役</u>会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した<u>場合</u>は、当該<u>決議事項</u>を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u>

第24条 (条文省略)

(報酬等)

第<u>25</u>条 取締役の報酬、賞与その他の職務 執行の対価として当会社から受ける財産上の 利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会 の決議によって定める。

第26条 (条文省略)

(新設)

第5章 <u>監査役および監査役会</u> (員数)

第27条 当会社の監査役は5名以内とする。

(代表取締役)

第<u>22</u>条 当会社は、取締役会の決議により<u>取</u> 締役(監査等委員であるものを除く。)の中から 代表取締役を選定する。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 (現行どおり)

2 前項の取締役に事故があるときは、あらか じめ取締役会において定めた順序により、他の 取締役がこれに当たる。

(取締役会の招集通知)

第<u>24</u>条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

第26条 (現行どおり)

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第28条 (現行どおり)

(取締役への重要な業務執行の決定の委任) 第29条 当会社は、会社法第399条の13第6 項の規定により、取締役会の決議によって重要 な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除 く。)の決定の全部または一部を取締役に委任 することができる。

第5章 監査等委員会 (削除)

1日4六户45	亦再安
現行定款	変更案
(選任方法) 第28条 監査役は株主総会において選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(削除)
3 当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。	
(任期) 第29条 監査役の任期は、選任後4年以内 に終了する事業年度のうち最終のものに関す る定時株主総会の終結の時までとする。 2 前条3項により選任された補欠監査役が 監査役に就任した場合の任期は、前任者の残 任期間とする。 ただし、当該補欠監査役としての選任後4年 以内に終了する事業年度のうち最終のものに 関する定時株主総会の終結の時を超えること ができないものとする。	(削除)
(常勤の <u>監査役</u>) 第30条 <u>監査役会</u> は、その決議によって常 勤の <u>監査役</u> を選定する。	(常勤の <u>監査等委員</u>) 第30条 <u>監査等委員会</u> は、その決議によって 常勤の <u>監査等委員</u> を選定する <u>ことができる</u> 。
(<u>監査役会</u> の招集通知) 第31条 <u>監査役会</u> の招集通知は、会日の3 日前までに各 <u>監査役</u> に対して発する。ただし、 緊急の必要があるときは、この期間を短縮す ることができる。 2 <u>監査役</u> 全員の同意があるときは、招集の 手続きを経ないで <u>監査役会</u> を開催することが できる。	(<u>監査等委員会</u> の招集通知) 第31条 <u>監査等委員会</u> の招集通知は、会日の 3日前までに各 <u>監査等委員</u> に対して発する。た だし、緊急の必要があるときは、この期間を短 縮することができる。 2 <u>監査等委員</u> 全員の同意があるときは、招集 の手続きを経ないで <u>監査等委員会</u> を開催する ことができる。
(<u>監査役会規則</u>) 第32条 <u>監査役会</u> に関する事項は、法令ま たは本定款のほか、 <u>監査役会</u> において定める <u>監査役会規則</u> による。	(<u>監査等委員会規則</u>) 第32条 <u>監査等委員会</u> に関する事項は、法令 または本定款のほか、 <u>監査等委員会</u> において 定める <u>監査等委員会規則</u> による。
(報酬等) 第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決 議によって定める。	(削除)

現行定款	変更案
(監査役との責任限定契約) 第34条 当会社は、会社法第427条第1項 の規定により、監査役との間に、任務を怠った ことによる損害賠償責任を限定する契約を締 結することができる。ただし、当該契約に基づ く責任の限度額は、法令が規定する額とす る。	(削除)
第6章 計算	第6章 計算
第 <u>35</u> 条~第 <u>38</u> 条 (条文省略)	第 <u>33</u> 条~第 <u>36</u> 条 (現行どおり)
(転換社債の転換と剰余金の配当等) 第39条 転換社債の転換により発行された 株式に対する最初の剰余金の配当または中 間配当の支払いについて、転換の請求が4月 1日から9月30日までになされたときは4月1 日に、10月1日から翌年3月31日までになさ れたときは10月1日に転換があったものとみ なして支払うものとする。	(削除)
(新設)	[附則] (監査役との責任限定契約に関する経過措置) 第83期定時株主総会終結前の監査役(監査役 であったものを含む。)の行為に関する会社法 第423条第1項の損害賠償責任を限定する契 約については、なお同定時株主総会の決議に よる変更前の定款第34条の定めるところによ る。